

# 和解合意書

株式会社 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、  
甲乙間の雇用契約に関して、以下の通り合意する。

- 1 甲と乙は、当事者間の雇用契約を令和 年 月 日限り、合意解約する。
- 2 甲は、乙に対して、退職金として特別に金 円を支払うものとし、これを令和 年 月 日限り、乙の指定する下記の預金口座に振込送金する方法で支払う。

記

銀行名、支店名  
預金の種類  
口座番号  
名義人

- 3 甲は本件合意解約に関し、雇用保険の離職証明書の離職事由は会社からの退職勧奨の受け入れ扱いで処理する。
- 4 乙は、第1条の退職日までの期間は、通常通り勤務し、事務引継ぎを行う。
- 5 甲は、乙が前号の通り出勤した場合には、給料として令和 年 月 日限り、金 円を第2条の預金口座に振込送金する方法で支払う。
- 6 甲と乙は、本件ならびに本和解合意書の成立および内容を第三者に開示しないものとし、今後相互に誹謗中傷しないものとする。
- 7 甲は、今後乙の不利益となる情報を開示せず、第三者から乙の退職原因を問われた場合には、円満退職したことのみを告げるものとする。
- 8 乙は甲の営業秘密および個人情報にかかる資料は、正本、複写等の別を問わず、すべて甲に返却しており、現在は一切所持していないことを誓約すると共に、甲の在職中に知り得た会社の営業秘密および個人情報について、甲が特に許可した場合を除き、退職後も他に漏洩しないものとする。
- 9 甲と乙は、本和解合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本覚書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 使用者

印

乙 住所  
氏名

印